

令和 6 年 9 月 農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和6年9月20日(金)

開会 午前 9 時 3 0 分

閉会 午前 9 時 5 2 分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室1

3. 出席者の状況

番号	委 員 氏 名	出欠
1	天 本 純 子	出
2	黒 田 和 彦	出
3	酒 井 恵 美	出
4	佐 藤 幸 信	出
5	篠 原 浩 二	出
6	田 代 英 毅	出
7	豊 増 義 治	出
8	永 渕 久 雄	出
9	久 富 正ノ介	出
10	松 隈 清 志	出
11	松 雪 昭 俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

1 番 天本 純子 委員 2 番 黒田 和彦 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積計画について	14件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	11件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	1件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和6年9月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号1番〇〇〇〇委員と議席番号2番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について2件、13筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について2件、13筆の申請がございました。

それでは、1ページから2ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1につきましては、親からすでに分家独立している子供への生前贈与でございます。申請地については今までも譲受人が耕作をされておりますが、譲渡人が高齢となられ、譲受人が今後農業を営んでいくことについて、親子間で農地の整理を行うための贈与でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

何かございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり、許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から、耕作者である譲受人への所有権移転でございます。

譲受人は、現在申請地の北側の宅地に自宅を建てることとし、年明けには鳥栖市へ引っ越し予定となっております。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付されていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

〇〇ですけど、この人はいつか話に出た人ですか。初めて出た人ですか。

議長

事務局お願いします。

事務局

この方については、初めての方と事務局としては認識しております。

以上になります。

議長

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

じゃあ今、674平米で耕作してある方ですね、この土地を。

議長

事務局お願いします。

事務局

利用権設定において、〇〇さんと〇〇さんのほうで現在賃借権の設定がされてある案件となります。

以上になります。

議長

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

じゃあ、この土地だけしてあるんですね。

議長

事務局お願いします。

事務局

こちらの方につきましては、〇〇のほうでは御家族と一緒に地元のほうではされてらっしゃるんですけども、中山間という高低差があるというところで、両親のほうが高齢に伴ってそちらのほうを処分して鳥栖市のほうに引っ越すということで聞いております。

以上になります。

議長

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

地元の生産組合長さんとか了解してあるなら、私も何も言うことはありませんけど、今からこういう人が増えてくるということになりますかね、やっぱり。新しく始めるとか。一反もなかごたる田んなかをですよ。

議長

事務局お願いします。

事務局

場合によっては、こういった方も増えてくるものと考えております。

以上になります。

議長

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

やっぱり、最低耕作面積が無くなったけんでしょうね。それ以上言うことはありませんけど。

議長

よろしいですか。

〇〇委員、どうぞ。

1番委員

〇〇ですけど、親戚関係か何かにならっしゃるとですか、この方たちは。

議長

事務局お願いします。

事務局

いえ、親戚とかではございませんで、こちらの〇〇さん自体が現在鳥栖市のほうに働きに
来られてありまして、新しい住宅を鳥栖市のほうで探されてあって、こちらの北側のほうが
挙がりましたものですから、そちらに合わせて南側のほうを利用権設定され、自宅を北側の
ところに今建てられることで計画が進んでおるところです。（「そういう意味やったら分かり
ます」と呼ぶ者あり）

議長

他にございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに
決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。

議案第2号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、賃貸借権設定に係るもの
について1件、1筆の申請がございました。

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調
書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、市が〇〇川の河川改修工事を行うにあたり、施工ヤード及び資
材置場を設置するため一時転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は西側へ自然流下される計画となっております。また、資金計画につきましては工事請負契約書の写しが添付をされております。

一時転用期間は、令和6年9月21日から令和7年3月31日までとなっており、現況復旧確約書が添付をされています。2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしく申し上げます。

申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内のある農地に該当することから農用地区域内農地、いわゆる青地でございます。

許可の基準といたしまして、立地基準では、農用地区域内の農地であるため原則不許可となっておりますが、例外許可といたしまして一時転用であり、現況復旧確約書により原状回復が確実と認められるため、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元委員さん何かございますか。〇〇委員、どうぞ。

11番委員

11番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

9月12日に、会長と私と、〇〇推進委員と事務局で現地を確認をいたしました。

今回の申請地は、〇町に所属する農地です。

申請者は、〇〇川改修工事を行うにあたり、当該地を施工ヤード及び資材置場として一時転用するため転用申請をされたものです。

現地確認の際に排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について、特に問題は無いと思われます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

ただいま、〇〇委員から御意見をいただきましたが、他にございませんか。

はい、〇〇委員、どうぞ。

6番委員

6番〇〇です。位置図を見ると、ちょっと変わった形で転用になっていると思うんですけども、特に右下のところ長くなっているのは何か理由があったりはするんでしょうか。分かっていることがあれば教えてください。

議長

事務局お願いします。

事務局

道路の東側のほうが一番大きい道路となっておりますので、そちらからの工事車両の進入のために、こちらの長い形のもので施工されているということになっております。南側につきましては、普通車が1台ぐらい、軽ですれ違えるかなという形となっておりますので、そういう形で配慮されているという形になっております。

以上になります。

11番委員

私からもでございますが、事務局が言いましたけど、ここは時間帯によって一方通行みたいになるんです。たまに学童が通学に利用したりするもので、そういう関連をもって、今〇〇委員がおっしゃった通り、この畑の横から拡張して4 t ぐらいのダンプを入れたりするのに、たぶんそうされたんじゃないかなろうかと、私は見ておりました。

以上です。

議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

他にございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について14件、34筆でございます。

議案第2号、番号1から番号14につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページから10ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により14件、34筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、決

定を求めるものでございます。

内訳につきましては、7ページ、9ページ及び10ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

まず、7ページのほうをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が4万5,638平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が18件、2万5,939平方メートル、使用貸借権が12件、1万9,699平方メートルとなっており、総合計が30件、4万5,638平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきまして、設定件数は1件、地目「田」の設定面積は、2,213平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人が11名、借人9名、渡人1名、受人1名、申請枚数は12枚となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

中間管理機構との貸借でございます。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が3,210平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が3件、3,210平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人2名、借人2名となっており、申請枚数は2枚となっております。

次に、10ページを御覧ください。このページは、7ページと9ページの合計の集計表となります。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が4万8,848平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」「その他」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が21件、2万9,149平方メートル、使用貸借権が12件、1万9,699平方メートルとなっており、総合計33件、4万8,848平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきまして、設定件数は1件、地目「田」の設定面積は、2,213平方メートルとなっております。

次に、３の申請者の状況につきましては貸人13名、借人11名、渡人が１名、受人１名、申請枚数は14枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第３号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第３号、番号12の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので委員の退席を求めます。

〇〇〇〇委員の退席を求めます。

（１番委員退室）

議案第３号、番号12の案件について質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第３号、番号12の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

（１番委員入室）

次に、番号12を除く案件について質疑を求めます。

何かございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第３号、番号12を除く案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは11ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして3件、4筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、12ページから14ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして11件、16筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、15ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして1件、1筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

その他の事項で委員の皆さんから、何かございませんか。

(発言する者なし)

よろしいですかね、ございませんね。

事務局のほうから、何かございませんか。

(発言する者なし)

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和6年10月18日金曜日、午前9時30

分より3階第3委員会室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____

